

相続ニュース

Vol.0074

2015年6月29日(月)
担当：MS事業部 三宮

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル1F
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

自社株対策

はじめに

相続ニュースをご覧の皆様は、企業の経営者が多いと思います。普段は、あまりご自身の会社の評価額など気にしていない人ばかりだと思いません。

しかし、相続という観点からみると自社の会社の株式も立派な財産となり、相続税の対象となってきます。

円滑な事業承継を行うためにも自社の株式の評価を日頃から気にしておかないといけません。

それでは、相続の観点から、どのような自社株の対策をすればよいのでしょうか。一度一緒に確認してみましょう。

自社株対策の3つのステップ

- ①株価対策 自社株評価の引き下げ
 - ②株数対策 自社株の生前贈与
 - ③納税対策 納税資金の準備
- の3つが挙げられます。

株価対策

①類似業種比準価額の引き下げ

株価の評価の算定は様々な要件によって評価の仕方が変わってきます。類似業種比準価額方式により株価を算定する場合は、その評価を引き下げる必要があります。

②純資産価額の引き下げ

①の類似業種比準価額方式以外にも自社株の評価の仕方があります。それが、純資産価額方式です。純資産価額を引き下げれば、株式評価も下がるので、不動産を取得したり、資金を流出させたり、不良債権や不良資産を除却することによりこの評価を下げるができます。

③会社規模区分の変更

会社区分が、小会社、中会社、大会社によってそれぞれ自社株評価の算定方法が異なります。一定の場合には、大会社の会社規模区分に該当した場合、株価を引き下げることができる場合があります。このような場合は、会社区分の変更を考えた方が良いかもしれません。

株数対策

①自社株の生前贈与

②相続時精算課税を利用した自社株の贈与

相続時精算課税を使うことにより、将来自社株が上がると見込まれる場合には、贈与時の評価で課税される相続時精算課税を利用すると大きな節税効果が見込まれます。

③名義株の整理

金銭を実際には出資していない者が名義人となっている株式が存在する場合、将来の争族の原因となりかねません。創業社長が元気なうちに整理をお勧めします。

おわりに

以外に自社株は、盲点となりやすい相続財産なのでしっかりと押さえておきましょう。